

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第12回島根海区漁業調整委員会が平成19年3月20日に松江市の市町村振興センターで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 出雲市大社町トモ島周辺における船舶を錨止めして行う釣りの禁止に係る委員会指示について（協議）

出雲市大社町トモ島周辺海域における漁業と遊漁の調整について、島根海区海面利用協議会から建議があり、委員会として協議した結果、漁業者と遊漁者のトラブルの発生を防止するため、引き続き出雲市大社町トモ島周辺における船舶を錨止めして行う釣りの禁止に係る委員会指示を出すことにしました。

なお、この指示の有効期間は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間です。

2. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、サバ類、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて漁獲可能量が定められています。

このうちサバ類について、平成19年1月に中型まき網漁業で予測以上の大漁があり、本県の漁獲可能量を越えたため、国の留保枠から再配分を受け、これまでの13千トン（うち中型まき網漁業分12千トン）から21千トン（うち中型まき網漁業分20千トン）に変更することについて、知事から諮問がありました。

サバ類の管理期間は7月～翌年6月までであり、平成19年2月末までの中型まき網漁業の漁獲量は16千トン余で、ここ数年3月から6月の間は漁獲量が多くないため、漁獲可能量を越えない見込みであることから、審議した結果、原案どおり決定することが妥当である旨答申することとしました。

3. 小型底びき網漁業包括的資源回復計画の策定について（協議）

資源回復計画の策定にあたっては、関係海区の意見を聴くこととされており、平成19年度に小型底びき網漁業（第1種）包括的資源回復計画の策定を進めることについて、委員会として異議なく了承することとしました。

なお、この計画の目的や策定の経緯、スケジュール等について、事務局から次のとおり説明がありました。

- ・ 小型底びき網漁業の対象資源の回復を目的として、小型魚の保護等を主体とした資源回復への取組を推進するとともに、厳しい漁業経営の改善に資するため、漁獲物の付加価値向上や流通改善対策等への取組も含めた計画を策定する。

（裏面に続く）

- ・平成18年12月小底協議会役員会において、計画策定への着手が決定された。
- ・平成19年秋までに、小型魚等の混獲を防止するための選択漁具の導入や付加価値向上対策等を盛り込んだ計画原案を策定する。
- ・小底役員会での協議を経て、海区漁業調整委員会の意見を聴取後、平成20年3月に計画を決定する。

4. 日韓民間漁業協議の概要について（報告）

昨年末に日韓政府間漁業交渉で日本側から要望していた、浜田沖の暫定水域における漁業調整を図るため、平成19年2月27日に開催された日韓民間漁業者団体間協議結果の概要について、事務局から次のとおり報告がありました。

- ・この協議に本県からは、JFしまね指導部長及びかにかご漁業組合長が出席。
- ・浜田沖の漁場利用のルール作成に向けた日本側の考えを説明した。
- ・これを受け、韓国側は考えを整理し、次回協議で議論を深めることとした。
- ・次回協議は4月上旬に韓国で開催することとなった。

5. ベニズワイガニ漁業の国際減船について（報告）

北朝鮮水域で操業していたベニズワイガニかご漁船の減船に係る支援について、事務局から次のとおり報告がありました。

- ・北朝鮮核実験の実施に対する経済制裁の一環として、水産庁は平成18年10月25日、北朝鮮海域に出漁していたベニズワイガニかご漁船3隻（島根県漁船1隻、鳥取県漁船2隻）の北朝鮮水域の入漁許可を取り消した。
- ・その結果、当該漁船は他漁場で操業せざるを得なくなったが、暫定水域内は韓国漁船に占拠され、我が国EEZ内も過密操業の状態のため、実質的に操業場所のない状態に追い込まれた。
- ・このような状況を踏まえて、平成19年1月水産庁は3隻に対して、国際漁業再編対策事業で減船することを決定した。
- ・本県漁船1隻がこの事業で減船され、減船に係る事業費の2/3を国費、残り1/3について、県で助成することとした。

6. その他 海区漁業調整委員会委員の表彰について

全国海区漁業調整委員会連合会では、10年以上委員をされている方を表彰する規定があり、平成19年度総会において本海区の伊藤会長、団野委員、金坂委員、福島委員が表彰されることについて事務局から説明がありました。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局 0852-22-5950